

(仮称) 滋賀県が締結する契約に関する条例について

1 概要

- ・ 県の契約は、公共工事や業務委託、物品の購入など多岐にわたり、契約金額の合計額が1,000億円を超える規模となっている。
- ・ 県の契約の在り方として、①公正性・経済性・競争性の確保、②品質の確保、③地域経済の活性化、④社会的価値の実現の4点をバランスよく推進することが、本県の経済および社会の持続的な発展に向けて重要である。
- ・ 県の契約の在り方を県民や事業者と共有し、理解や協力を得ながら取組を進めるとともに、取組の状況を確認し、改善する仕組みを構築するため、県が締結する契約に関する条例を制定することとする。
- ・ 県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図ることで、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

2 条例の方向性

- ・ 県の契約に関する基本的な理念を、公正性・経済性・競争性の確保、品質の確保、地域経済の活性化、社会的価値の実現という4項目とする。
- ・ 県の契約に関する具体的な取組について、基本となる方針を条例に基づき策定する。
- ・ 県の契約に関する取組の状況を確認し、改善するための仕組みを構築する。
 - 県の契約を通じて地域経済の活性化、社会的価値の実現等を目指すことを明確にすることができる。
 - 県の契約に関する理念を県民や事業者と共有し、事業者の負担に配慮しつつ、協力・理解を得て取り組んでいくことができる。
 - 取組が体系的に整理され、庁内の連携を強化し、バランスよく着実に取組を推進することができる。
 - ⇒ これらにより、本県の経済および社会の持続的な発展に寄与する。

⇒ 詳細は資料02 条例イメージ案

3 今後の進め方

- ・ 条例や具体的な取組の内容を検討していくに当たっては、引き続き、有識者や関係団体等の意見を聴きながら進める。
- ・ これまでにいただいた意見の中で具体的な取組として直ちに取り組めることについては、条例の検討と並行して進めていく。
- ・ 令和3年中の条例案の議案上程を目指す。